

ID: 1596

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第94条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第94条の規定による。 (施行者による管理規約の設定)</p> <p>第94条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>2 前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p> <p>3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物(附属施設にあっては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。)の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>4 前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日